

神奈川県社保協ニュース

神奈川県社会保障推進協議会 【NO. 23-4】 2023年9月29日発行
横浜市中区桜木町3-9 平和と労働会館6F TEL045-201-3900・FAX045-212-5745

愛川町議会「従来型(紙)健康保険証の存続を求める意見書」提出!!

9月15日、愛川町議会は、保険医協会と神奈川県建が提出した「現行の(紙の)健康保険証の存続を求める陳情」を採択し、国にたいし意見書を提出しました。陳情にもとづくすばらしい内容の意見書です。

愛川町議会は定数15。議長を除く陳情の賛成者は8人(日本共産党3、あすかみらい3、令和あいかわ1、無所属1)で、反対者は6人(公明党3、令和あいかわ2、無所属1)でした。6月の座間市議会での陳情採択、意見書提出に続く大きな前進です。

葉山町と南足柄市では、「現行の(紙の)健康保険証の存続を求める陳情」が委員会採択されました。採択する本会議は、南足柄市が10月3日9:00～、葉山町が10月12日10:00～です。また、清川村議会では、保険医協会と神奈川県建が提出した陳情が「趣旨了承」として採択されました(ただし意見書は提出していません)。

神奈川県・市町村の9月議会に、「現行の保険証の存続」を求める意見書提出の請願・陳情は、保険医協会、建設労連・神奈川県建が全市町村に提出、地域社保協や地域の各団体が各市町村に提出しました。茅ヶ崎市、大磯町では委員会採決が賛否同数で、委員長決済で否決になるなどあと一歩という状況です。12月議会で採択されるようさらに取り組みを強めていきましょう。

現行の(紙の)健康保険証の存続を求める意見書

令和5年6月2日、健康保険証の廃止を含む「番号法等改定法案」が成立した。これにより、2024年秋に現行の(紙の)健康保険証は廃止され、マイナンバーカードへの一本化(マイナ保険証)が基本となることと決定した。しかし、マイナ保険証に別人の個人番号が誤登録されていたケースが明らかになるなど、法案成立後もマイナンバーカードをめぐるトラブルが続いており、住民の不安が広がっている。

厚生労働省はマイナンバーカードを取得しない人に対しては、保険証の代わりとなる資格確認書を発行する方針を明らかにしているが、従来、健康保険証は保険料の納付により自動的に手元に届くことで無保険扱いにならず、いつでも医療を受けられるため、国民生活に深く浸透しているツールである。一方、資格確認書は、申請に基づく任意取得のツールであり、皆保険制度に必要な不可欠な健康保険証を任意取得のマイナンバーカードや資格確認書に置き換えることは、皆保険の理念・原理・原則に反するものである。また、保険料を納付している住民においても、資格確認書の申請を失念した場合、医療機関の窓口で資格喪失や無保険扱いとなることが懸念される。

よって、マイナンバーカードの任意取得の原則に照らし、制度やシステムの正確性や安全運用を見ず、国民の理解・賛同も得られない中で、現行の(紙の)健康保険証を廃止することは妥当ではないと判断し、現行の(紙の)健康保険証の存続を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日

内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル担当大臣 殿

神奈川県愛甲郡愛川町
議会議員 渡辺 基

市町村国保担当課との懇談、10月に連続的に開催!!

2024年度は、国民健康保険の運営方針の改定年で、神奈川県と各市町村は国保運営方針の策定中です。①運営方針の策定と来年度の保険料(税)算定について、②2024年秋に「健康保険証廃止」しマイナ保険証に切り替える法案が国会で成立したことから今後の影響と対応・対策について、各市町村の国保担当課と懇談します。

8月に4市と懇談し、10月は右表のように、現在16市町との懇談日程が決まっています。

すべての市町村との懇談を実現したいと考えていますので、残りの12市町村との懇談日程を決めていきます。

各組織、地域から参加をお願いします。参加できる方は、懇談時間の30分前に役場・市役所ロビー集合をお願いします。

月日	曜日	午前	午後①	午後②
10月11日	水	大磯町11:00～	二宮町14:00～	
10月16日	月	平塚市10:00～		
10月18日	水	座間市10:00～	綾瀬市14:00～	
10月19日	木	山北町10:00～	松田町13:00～	開成町15:00～
10月20日	金	大井町10:00～	真鶴町13:00～	湯河原町15:00～
10月23日	月		伊勢原市13:30～	秦野市15:00～
10月24日	火	南足柄市10:00～	中井町13:00～	箱根町15:00～
10月27日	金	三浦市10:00～		

<すでに懇談済>

相模原市(8/9)、小田原市(8/17) 藤沢市(8/25)、川崎市(8/30)

朝日訴訟のたたかひの歴史から学ぶ 神奈川から20人ZOOM参加！！

中央社会保障学校
from 岡山

9月16～17日、「権利はたたかう者の手にある」“朝日訴訟の精神をあらためて学び、くらしにいかそう”第50回中央社保学校が、岡山県会場と全国をオンラインで結び開催されました。現地岡山県と全国から435人参加し、神奈川からは、横浜と川崎で集団視聴会場を準備するなどし、20人が参加しました。

「生活保護引き下げ違憲訴訟」朝日訴訟のたたかひの歴史から何を学ぶか！？

記念講演は、「生活保護引き下げ違憲訴訟」一朝日訴訟のたたかひの歴史から何を学ぶか—をテーマに、NPO 法人朝日訴訟の会・会長則武透弁護士が講演しました。

則武氏は、①生存権思想の源流は自由民権運動にあること、②日本国憲法の制定過程と生存権規定、③「押し付け憲法の欺瞞性」、④朝日訴訟のたたかひの意義について、歴史的資料を紐解きながら詳細に述べました。

この中で、憲法第25条の生存権の源流は、思想家である植木枝盛が展開した自由民権運動にあることに言及。明治憲法のもとで、植木が唱えた「貧民論」（1985年9月）は、「貧民であるのは社会的原因に起因するものであって、個人の無知や怠情によるものではない。政治的権利においてもいささかも差別されてはならない」とし、源流であることを指摘した。この思想や運動が、戦後日本国憲法の制定過程にも反映され、憲法研究会の創設者（メンバーは鈴木安藏・森戸辰男など7名）に受け継がれ、その後「憲法草案要綱」（1946年9月）に影響を与えたことに触れました。この思想がさらに発展し、社会党の憲法修正案では「すべて国民は、健康で文化的な最少限度の生活を営む権利を有する」ことを明記し、日本国憲法の第25条として成文化されたことを強調しました。

また、朝日訴訟のたたかひの意義では、朝日茂さんの人権としての生活保障をもとめてたたかった先駆性と、医師、看護師、調理師、社会学者、ソーシャルワーカーなどの様々な専門化と協力し、証人としても参加し、活気的な東京地裁浅沼判決に反映されたことを強調しました。この浅沼判決は、今日の「いのちのとりで訴訟」での各種地裁判決にうけつがれていることもふれました。

「現憲法の成立過程と生存権既定の歴史的経過、朝日訴訟の歴史的・画期的な意義、この2つとも現在の生存権裁判に引き継がれていること、ダイナミックでわかりやすいお話しでした。Good!」との感想が寄せられています。

尊い人権闘争の前進⇒全国で「生活保護引き下げ違憲訴訟」で勝利する！！

記念講演のあと、①「マイナンバーカードの備前市のたたかひ」・②「新型コロナ感染拡大第8波緊急アンケート結果」③「名古屋市の国保改善運動」④「新型コロナ5類以降の保健所の現状について」特別報告がありました。

「備前市での万ナンバーカード保有による差別には、市民から5万筆署名を実現した運動にすごいと感じ、広範な市民運動が実り、撤回を市長が判断せざるを得ない状況に追い込んだ努力に感銘した」。「名古屋市の国保改善運動については、非常に参考になった」との感想が寄せられています。

2日目は、社会保障入門～社会保障入門テキストの作成過程の紹介について、村田隆史（京都府立大学教授）が講演しました。「社会保障運動での世代間ギャップは私も感じています。現代にあった戦略が必要だと思いました」との感想が寄せられています。

午後、シンポジウム「生活保護基準引き下げ違憲訴訟では何が問われているか」が開催され、活発な意見交換が行われました。生活保護の定義について、「ただ腹いっぱい食べたから貧困ではない」ということではなく、人間的な生活ができること、健康で文化的な生活ができる水準が求められていることが強調されました。

2日間をとおして、現地岡山の朝日訴訟を学び、いまたたかわれている全国の「生活保護引き下げ違憲訴訟」での勝利を勝ち取っていく、尊い人権闘争の前進を誓い合う社会保障学校でした。



介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める要請 介護する人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度へ

神奈川県民医連は、9月7日に介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求めて、神奈川県知事に要請を行いました。介護保険制度の改善を求めた県からの回答は「国の議論を見守っていく」と自治体の役割・責任として、県民を守る意識の低さを感じる発言があり、「県として実態をつかんで国に対して意見を言っていくのが自治体の役割ではないか」と強く求めました。

また、新聞記事をもとに全国にある社協で、運営する訪問介護事業所が過去5年間で約220ヶ所、廃止や休止がされていて、神奈川県でも、5ヶ所も減少していることを示しました。一つの原因としてケアマネやヘルパーの介護人材不足であること、介護報酬の低さによる低賃金の実態がある事です。介護職員の処遇改善は、喫緊の課題であることを県としても要望していく事を求めました。

神奈川県では65歳以上の障害者に対して一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、介護保険サービスと障害福祉サービスを受けることが可能としています。その姿勢を堅持していく事も求め、県として「各自治体に柔軟性を持った対応をすることを指導している」との回答がありました。

今後、介護福祉員会として各法人と協力して同様の要請行動を行っていきます。皆さんも、ぜひご参加ください。<神奈川県民医連・介護ウェブ推進ニュースより転載>



要請書を渡す介護福祉委員会川瀬委員長(右端うしろ)

「今ある保険証残して」の願い 川崎市議会に陳情！！

「従来型（紙）健康保険証存続を求める意見書提出」の陳情一団体署名114筆を携え

9月5日、川崎市社協は、今ある健康保険証の存続を求めて、国に対し意見書の提出を求める陳情を行いました。これは、8月2日に川崎市社協が緊急幹事会を開催し、川崎市に意見書求めて陳情しようとなり、検討して決定したものです。その後、約1か月の取り組みで114筆の団体署名が集まり陳情書の提出となりました。また、その後も集まった団体署名を合わせると、現在は131筆の団体署名となっています。これは、過去最高の団体署名数を更新し続けています。このことは、市民の「マイナ保険証」に対する不安・不信の表れであり、社協としてのこの間の宣伝行動の結果を示すものです。川崎市議会には他にも保険医協会、建設労連、ユーコープ労組からも同趣旨の陳情が出されています。この陳情の審議は未定ですが「9月議会中には行われます」。改めて審議日程がわかり次第皆さんにお知らせし傍聴して、成り行きを見守るだけでなく今後の取り組みにも生かしていきたいと思えます。<川崎市社協ニュースより転載>



お知らせ

- ◆10月26日（木）15:00～17:00 神商連会議室で「第1回かながわ社会保障入門講座」を開催します。曾根貴子さん（全国保険医団体連合会）に、テーマ「社会保障とわたしたちの生活サイクル」としてお話していただきます。参加費は500円（テキスト代別途1冊500円）。積極的なご参加御願います。
- ◆11月11日（金）10:00～17:00「介護・認知症なんでも無料電話相談」を実施します。介護事業に携わるケアマネージャー、ソーシャルワーカーが対応します。介護にかわる相談、なんでも受け付けます。

介護・認知症なんでも無料電話相談

とき 11月11日(土)
10時~17時



でんわ 0120-110-458

介護・認知症なんでも無料電話相談は、介護の専門家が対応します。プライバシーは厳守します。

ひとりで抱え込まないで
相談することで心がふっと軽くなりますよ

神奈川県社会保障推進協議会
横浜市中区桜木町 3-9 TEL:045-201-3900 FAX:045-212-5745

かながわ社会保障入門講座

「人権としての社会保障の確立」をめざす運動の新たな担い手の育成、成長に役だつ『かながわ社会保障入門講座』を開催します。

社会保障運動の理念や基礎を学びたい人、学ばせたい人を参加者の対象とします。10月から2024年3月まで月1回開催し、計6回の連続講座です。参加者は6回の連続講座に参加することを基本ですが、1回の講座のみの参加も受け付けます。「社会保障入門テキスト」(中央社保協作成)を活用し、参加者が自主的に学び、チューター(報告者)を担い、討論して学ぶ形態です。講演は第1回のみで、第2回目から第6回目までは、助言者がアドバイザーとして参加します。

(第2回以降の開催要項を参照)

第1回 10月26日(木)

15時~17時

テーマ「社会保障とわたしたちの生活サイクル」
話題提供 全国保険医団体連合会 曾根 貴子



社会保障の運動に関わってから10年、楽しいこと・社会保険は改革の連続です。肩の力で医療や介護の大きな負担増を含む法案が閣議の多くに上らせられないまま、強行採決されていきます。元気がなくなって落ち込む中でも、「誰かが安心して医療を受けられるように」「声をあげないといけない」「この強い風の中から湧き上がることはあります。その背景には、一層に活発化する、不慮や喜びなどの思いを語りあえる人たちの存在があります。テキスト監りだなたも、私たちと楽しい社会保障改善運動に踏み出しましょう。★

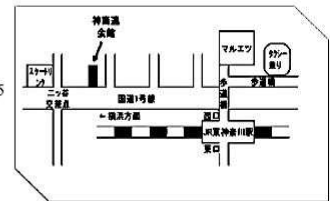
—【社会保障入門テキスト2nd行動編より】—

★会場

神商連会館3階会議室

横浜市神奈川区二ツ谷町 1-11 ☎045-314-55

- JR京浜東北線・「東神奈川駅」下車徒歩7分
- 京急・「東神奈川駅」下車徒歩10分



《10月の主な行動・会議日程》

- 10月1日(日) 神奈川県医労連定期大会 10:00 上大岡ウィリング会場内
原子力空母いらない! 横須賀集会 15:00 横須賀市ヴェルニー公園
- 10月2日(月) 平塚地域社保協幹事会 18:30 医療生協かながわ平塚診療所会議室
- 10月4日(水) 中央社保協運営委員会&介護・障碍部会 10:00 医療労働会館+ (ZOOM)
消費税ネット世話人・事務局会議 18:30 神商連会議室+ (ZOOM)
- 10月5日(水) 国民大運動実行委員会世話人団体会議 9:00 平和と労働会館 4F 会議室+ (ZOOM)
県社保協医療保険改善委員会 10:00 神商連会館 3F 会議室+ (ZOOM)
- 10月6日(金) 県民要求連絡会事務局団体会議 10:00 (ZOOM 会議)
神奈川県建設労連賃金引上げ生活危機突破総決起集会 13:30 関内ホール
県社保協第4回常幹 14:00 神商連会館 3F 会議室+ (ZOOM)
- 10月7日(土) 働く女性の中央集会 13:30 (長野県開催+オンライン) ~8日 12:30
- 10月8日(日) 全労連介護・ヘルパーネット総会 13:30 全労連会館 2F ホール+ (ZOOM)
- 10月9日(月) 全国介護学習交流集会 13:30 全労連会館 2F ホール+ (ZOOM)
- 10月11日(水) 市町村国保担当課との懇談 (11:00 大磯町、14:00 二宮町)
- 10月12日(木) なくすな保険証! 連絡会宣伝行動 16:00 伊勢佐木町有隣堂前
- 10月13日(金) なくすな保険証! 神奈川県連絡会事務局会議 13:00 保険医協会会議室
県社保協第3回幹事会 14:00 保険医協会会議室+ (ZOOM)
- 10月14日(土) 鎌倉市社保協総会 10:00 玉縄学習センター分室
- 10月16日(月) 市町村国保担当課との懇談 (10:00 平塚市)
消費税廃止各界連運営委員会 15:00 神商連会館 3F 会議室+ (ZOOM)
- 10月18日(水) 市町村国保担当課との懇談 (10:00 座間市、14:00 綾瀬市)
- 10月19日(木) 市町村国保担当課との懇談 (10:00 山北町、13:00 松田町、15:00 開成町)
いのちまもる 10.19 総行動 13:00 日比谷野外音楽堂+ (オンライン)
- 10月20日(金) 市町村国保担当課との懇談 (10:00 大井町、13:00 真鶴町、15:00 湯河原町)
- 10月21日(土) 神奈川県生存権裁判学習決起集会 13:30 横浜市健康福祉センター8F 会議室
- 10月22日(日) 保険医協会・医療健康フェスティバル 13:00 横浜そごう前広場
- 10月23日(月) 市町村国保担当課との懇談 (13:30 伊勢原市、15:00 秦野市)
- 10月24日(火) 市町村国保担当課との懇談 (10:00 南足柄市、13:00 中井町、15:00 箱根町)
- 10月26日(木) かながわ社会保障入門講座① 15:00 神商連会議室
- 10月27日(金) 市町村国保担当課との懇談 (10:00 三浦市)
茅ヶ崎民商なくすな保険証学習会 18:30 茅ヶ崎民商会議室
- 10月29日(日) 茅ヶ崎民商なくすな保険証学習会 13:30 茅ヶ崎民商会議室

千葉県社保協通信

2023年度 No.4 2023年 9月 25日号

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター3F

TEL : 043-225-6790 FAX : 043-221-0138 Eメール syaho2022@themis.ocn.ne.jp

コロナ禍を教訓に いのち・くらしをもる 県の役割発揮を求める

9月5日(火)午前、32回目となる「社会保障の充実を求める自治体要請キャラバン」の一環として、項目を絞り込んで県の担当課～医療整備課、保険指導課、高齢者福祉課等の担当課と2時間近くにわたり懇談しました。

地域の声を聞き 医師・看護師確保 病床拡充こそ

保険医協会からは「コロナ5類移行後も変わらず業務量の増大、患者の受診控えの影響など、医療機関の経営状況は厳しい。補助金等減収補填策、県民への必要な検査、受診勧奨を行ってほしい」ことなどを要望。また「千葉県地域医療構想」について「開業医は重篤な患者を入院施設へ送るなど地域全体の医療資源が安定していることにより安心して診療に従事することができる。病床削減や人手不足は大きな問題」と指摘。

さらに医労連からは、「地域住民の実態、地域の医療・介護・福祉関係機関の意見・要望を尊重し、必要な病院・病床機能の整備・拡充を図ることこそ必要」と訴え。合わせて県内全ての医療・介護、福祉労働者の賃金の底上げに充てることを目的とした持続的給付金を県として支給するとともに国にも要請するよう求めました。

民医連からは、不足している看護師確保のため、「既存の養成校の定員枠の拡大」と「県立の養成学校の新設」を要望。あわせて「看護学生が安心して



県の制度は現在第三子以降です。完全無償化を求める署名です。



県保険医協会、県民医連、千商連、県医労連、年金者組合県本部、新婦人県本部の各団体と事務局の11人が出席。みわ由美県会議員(共産党)が同席しました。

学び、就業するため経済的な支援で学業に専念できる環境が必要。他県に比較して低い「保健師等修学資金貸付額」の大幅な増額をと訴えました。

介護従事者の処遇改善こそ急務

民医連の介護現場からは、ケアマネジャーはじめ介護従事者が不足する深刻な実態が報告されました。「県として実態調査と介護従事者不足解消のために処遇改善のため独自の支援策を」と要請しました。

国保は社会保障制度 すべての人の受療権守れ！ 一國保広域化に向け十分な説明と意見聴取を

年金者組合からは、年金だけでは足りず働かざるを得ない高齢者の実態があること。県政に関する世論調査でも「高齢者の福祉の充実」は12年連続で第2位。「後期高齢者の窓口負担原則2割化は中止するよう国に要請を」と訴え。千商連からは、県社保協が今春実施した「国保・後期高齢者医療」に係るアンケート結果を紹介。「県国民健康保険運営方針」改定に向けて、高すぎる保険料に苦しむ県民の声や「市町村」「医療機関」の対応や要望をどう集約するのか、「統一保険料」について加入者や市町村に十分に説明し、意見聴取をするよう求めました。

学校給食費の無償化を求めます！！

憲法26条では「義務教育はこれを無償とする」とあります。この間取り組んできた熊谷県知事宛「公立小中学校などの給食の完全無償化の実施を求める要請」署名5034筆。「新日本婦人の会千葉県本部」の取り組んだ独自の署名3056筆と合わせ、県に提出しました。※10月に第2次の提出を予定しています。

要請書

最高裁判所においても公正な判断を行なってください

2014年、65歳に達した時、千葉市は要介護認定調査に申請しないという理由で、天海正克さんの障害福祉サービスをすべて打ち切りました。天海さんはこうした行政処分は障害のある人の生活保障や生存権保障責任の放棄であるとして2015年11月に千葉地方裁判所に提訴しました。そして2023年3月、東京高等裁判所（以下、東京高裁）で逆転勝訴を勝ち取ることができました。現在、千葉市はこの判決を不服とし、最高裁判所にその是非を問うています。

東京高裁は、障害者総合支援法7条で「介護保険優先原則」が定められているため、市町村はこれに従わなくてはならないのは事実であるとしながらも、65歳以前に生活保護境界層措置の対象となり、ホームヘルプを利用してきた障害者と非課税世帯の障害者が介護保険に移行した場合には、住民間に制度間の不均衡が生じることを指摘しました（裏面参照）。そして、この矛盾を知りつつ、すべて障害福祉サービスを打ち切り、天海さんの生活と生存権を脅かした千葉市の処分は違法であるという判決をくだしました。

この判決は、天海さんに対する自治体の人権保障の責務を明確化したものと言えます。人権保障の最後の砦である最高裁判所におかれましても、以下の要望を受け止めていただいて、東京高裁と同様に公正な判断を行なっていただくよう、心よりお願い申し上げます。

要望項目

天海正克さんの人権保障を遵守した東京高裁の判決を尊重し、最高裁においても公正な判断をしてください。

住 所

団体名

代表者名

提出者：天海訴訟を支援する会

埼玉の 暮らしと 社会保障

2023年10月1日発行 第330号

(毎月1回発行)

発行 埼玉県社会保障推進協議会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-1 2-8 自治労連会館1階

TEL 048-865-0473 FAX 048-865-0483

ホームページは「埼玉社保協」で検索ください

健康で文化的な最低限の生活イメージ共有を 第30回埼玉社保学校を開催



埼玉県社会保障推進協議会は、9月10日(日)に4年ぶりに人数制限のない埼玉社保学校を開催し、19 団体 6 地域 95 人が参加をしました。

埼玉県社保協創立 30 周年にあたり、6月4日の投開票で5回目の当選を果たした蕨市の頼高英雄市長が来賓あいさつに駆けつけました。頼高市長は、冒頭で「地方自治体の一番の使命は市民の暮らしを守り支えること」と語り、就任後、最初にJR蕨駅へのエレベーター設置に取り組んだ経験を紹介しました。「スタートの時点から市民の皆さんと一緒に取り組み」前へ進めてきたと語りました。



その後、立正大学副学長の瀧畑芳和教授が「日本の社会保障はどうあるべきか」と題して記念講演を行いました。

瀧畑教授は、社会保障をめぐる状況の変化と今後の見通しを語りつつ「私たちに何ができるか」と問題提起しました。指針を憲法に求めつつ、「あなたのそのつましやかな生活はおかしい」、「あなたの生活の苦しさは自己責任ではない」と教えられないとわからない人たちと共に「健康で文化的な最低限の生活のイメージを共有する」ことが必要だと語りました。正しいことを言うだけではなく、意見の違う人たちとも積極的に話し一致する点をつくる関係をつくり地道にやっていくことが重要だと強調しました。

第2部では、原富悟社保協前副会長、小畑雅子全労連議長をパネリストに迎え「埼玉県で社会保障をはたしてきた30年」をテーマにシンポジウムを行ないました。

原富氏は「戦後日本の社会保障運動は、暮らしと戦争政策と憲法をめぐるせめぎ合い」であり、今の続いていると語りました。

続けて戦後日本の社会保障運動と「社会保障を守る会」の結成の経緯に触れ、改憲策動が行われるたびに社会保障



障が脅かされてきたことを明らかにしつつ「憲法を軸にしながら地域住民の生活自体に目を向けていけるようにしなければならない」と強調しました。例として、健康保険をあげ、保険料を払っているのに受診時に窓口負担があるのはおかしいと思う感性が必要と訴えました。小畑氏は男女の賃金格差の実態を示しつつ、最低賃金上がるだけでは男女間格差は縮まらず生活は豊かにならないとして社会保障の充実には欠かせない課題と述べました。

(埼玉県商工団体連合会 前田 功)

埼玉県社保協30周年記念シンポジウムの概要

シンポジウムのコーディネーターは埼玉県社会保障推進協議会(以下、埼玉社保協)の柴田泰彦会長でした。

◆パネリストのお一人目は、埼玉社保協の立ち上げメンバーで前副会長の原富悟さん。

原富さんは、30年前に埼玉社保協を立ち上げた背景から戦後の社会保障を紹介し、第一に戦後の社会保障運動について、暮らしと戦争政策と憲法をめぐるせめぎ合いが起こり、今もそれが続いている。1992年では畑革新県政が崩壊して保守県政となり、「憲法を暮らしに生かそう」と書かれた垂れ幕が県庁からはずされるという情報が入り、原富さんたちは県庁前に駆け付け、「憲法を守れの心一つに」という横断幕を掲げたそうです。「再び憲法の垂れ幕を掲げるぞ」という決意し、そして、埼玉社保協準備会を立ち上げたそうです。



畑革新県政は、県民参加型の県政であり、民主的総合政策審議会が開かれ、障害者福祉や学童が充実し、県内で暮らしと福祉を守る運動体「くらふく」がつくられ、国民医療を守る共同行動実行委員会も誕生した。しかし、審議会は自民党中心の県議会が廃止してしまったそうです。

1993年6月に埼玉社保協が結成され、革新県政運動時代に育てられた運動体が集まって、いろいろ話し合っただけで運動体をつなぎ、たくさんの人たちが力を合わせてきたそうです。

◆パネリストのお二人目は、全労連議長の小畑雅子さんでした。

小畑さんは「ジェンダー平等と社会保障」というテーマでお話ししてくださいました。雑誌『社会保障』の座談会で、全労連青年部の「青年アンケート」が取り上げられ、7割超が「現在の手取りでは生活にゆとりがない」と答えており、賃上げがされたらやりたいことという問いに対して、貯金がダントツ一位で、二位は生活費だったそうです。この結果には青年部も驚いたということでした。その背景として、自己責任論、将来不安、低すぎる日本の賃金などがあるとあげられました。全労連の運動は、全国一律最低賃金引き上げ、男女賃金格差の解消を求めている。本来は、憲法25条で全ての国民に生存権が保障されているはずですが、あまりにも社会保障が貧弱なため、自分で何とかしないとかわざされていると指摘しました。



年金への不安は、若い人たちが自分の時には年金そのものがなくなっているのではないかと思うほどになっているそうです。女性の低賃金を背景とした女性の低年金は、約30年働いても月10万円程度だそうです。フランスでは、年金引き下げへの抗議のデモ、ストライキが行なわれCGT(フランス労働総同盟)との懇談で聞いたことによると、8つのナショナルセンターが50年ぶりに共闘し、5つの学生組織も加わっているそうです。フランスでも若者は年金がもらえなくなる不安を持っていますが、今、2年年金受給年齢を延ばすということは、若者の問題でもある。若者のプラカードには、「親の年金のために私たちが闘えなければ、誰が私たちの年金のために闘うのか」ということが書かれていたそうです。小畑さんは、誰もが、一人ひとりが生活できる社会保障にするために、「男性稼ぎ主モデル」によって、女性は補助的な労働である、賃金は安くてよいとされているのが問題であり、格差を乗り越えるには個人の尊厳が守られる制度への転換が必要だと述べました。

◆三人目のパネリストは、濱畑芳和先生でした。

濱畑先生は、ジェンダー平等は制度がつくられる時には差を設けることが妥当で、徐々に合わせていくという方向へと変わってきている。戦後、どこの国でも「男性稼ぎ主モデル」で制度を構築し、海外では格差是正が行なわれたところがありますが、日本では残っていると指摘しました。問題は働き方、働かせ方にあると述べました。それをどれだけ労働運動が意識してきたかと問いかけました。非正規労働が増加したのは男女雇用機会均等法がつくられてからであり、雇用形態別に格差を温存してきたと指摘しました。パート労働は家計補助的であり、低賃金でいいとされてきましたが、男性もそれで生計を立てなければならなくなり、介護制度はそれを前提に報酬が抑えられていると述べ、ここを変えなければならぬと指摘しました。

濱畑先生は、憲法13条は「すべて国民は個人として尊

重される」としており、「共同体があって、個人がある」と考える保守政権の人たちは嫌いで、変な方向へ議論を持って行くと述べました。社会保障の個人単位化をどう考えるかですが、メリットとデメリットがあり、「家族は必要ないのか」、「支え合いは必要ないのか」という議論になりかねないと指摘しました。一定の集団によってつくられてきたのが社会保障と言う側面があると述べました。

女性の自立という観念からの要求になっていくのではないかと指摘し、雇用差別、賃金差別をどう是正するか、大きな議論が必要だと述べました。戦争と社会保障、「大砲かバターか」という問題については、パイは決まっているので切り方をどうするかの問題だと述べました。今回も43兆円の軍拡を先に進め、社会保障をどこで削るかは少しずつ進めようとしていると指摘しました。ステルス式で、復興財源の所得税引き上げを10年延ばし、その分を軍拡へ回し、酒税やたばこ税へ広げていこうとしているそうです。わからないところ、文句を言われにくいところから財源をまわそうとしており、税金の学習も合わせて行う必要があると述べました。

最後に柴田さんは、非課税限度額とは、その額で暮らせということだが、103万円で暮らせるかと問いかけました。ステルス式は、国民一人ひとりには見えず、メディアがやらなければならない。メディアが何を報道し、何を報道しないかで私たちの意識、世論、気分感情は左右されると指摘しました。私たちの仲間ではない人たちに話を広げていく工夫をすることが、これからの社保協の課題だと述べました。

(医療生協さいたま 小野民外里さん)

※紙面の都合上すべてを掲載することはできませんでした。

厚労省と国保の改善を求める懇談

9月25日(月)に衆議院第一議員会館の会議室において、中央社保協と厚労省保険局健康保険課と8つの要望に基づいて



懇談おこないました。埼玉県社保協からは、7月から取り組んだ自治体要請キャラバンで、「高すぎる国保税を払える国保税にしてください」という市民からの声、そして、国保税の統一に向けて、行政担当者の苦渋している声を届けてきました。そして、国保税水準の統一に向けて、第3期国保運営方針(案)に盛り込まれている、赤字補填目的以外の法定外繰入について、市が独自に国保法77条減免に基づいて行っている、第3子からの均等割免除は解消の対象になるのかという質問をしたところ、一律の減免は解消の方向ですが、現行の申請方式なら継続できますという返答でした。

「権利はたたかう者の手に」

中央社保学校 in 岡山

9月16日(土)、17日(日)に中央社保協主催の第50回中央社会保障学校が岡山で開催されました。現地参加、ZOOM参加者も含めて654人でした。

第1日目の第1講座では、「朝日訴訟のたたかひの歴史から何を学ぶか」をテーマに則武透弁護士が講演をしました。まずは

じめに、新自由主義がはびこる中で、社会保障が後退を重ね、朝日訴訟以前に戻るような政治がおこなわれており、朝日訴訟の精神を、今いきる若い世代に引き継いでいくために「朝日訴訟の会」を立ち上げた報告がありました。そして、生存権思想の源流は自由民権運動として、憲法草案に憲法25条の源があり、植木枝盛氏の「東洋大日本国憲法」に日本国憲法にある自由権はすべて入っており、死刑制度は廃止とし、生存権も含まれ、人間としての尊厳が保たれることだとありました。ドイツのワイマール憲法(1919年)の40年前に生存権を含む憲法草案がついていたことが強調されました。

そして、人間裁判、朝日訴訟の6つの意義を説明し、一つは、朝日さんの先駆性、二つ目は、第1審の東京地裁での勝訴での浅沼判決「健康で文化的な」とは、単なる政治的責務ではなく、ふさわしい内容を有するものでなくてはならないということです。その時々々の国の予算によって左右されるべきものではなく医療扶助・教育扶助があるから「健康で文化的な生活水準」とはならず、その生活自体が健康で文化的と言い得る要素を持たなければならない。この判決が「いのちのとりで裁判の勝訴につながっていることが強調されました。4つ目の意義では、専門家たちの証言の中で、国側の証人だった田中英夫庶務主任が、朝日さんのあまりにも理不尽で低すぎる朝日さんの日用品費を実施的に増額する措置を画っていたことについて、「軽費を適用したのは違法だと思います」と認め、「人間としての同情から適用しました」と証言した正義感について、感極まる報告となりました。

最後に、最高裁上告で朝日さんが亡くなり、朝日健二さんが養子となって裁判を引き継ぎ、健二さんは「権利はたたかう者の手に」と述べ、それが今の生存権裁判が活かされており、国民的な運動が世の中を変える原動力となると報告して講演を終わりました。

質問では、「今、沖縄の辺野古新基地の裁判、原発の裁判など、最高裁の判決は国に付度をしたような判決に



なっている。そういう裁判官がいるが今後のたたかひをどう考えていくべきか」とありました。則武さんは、「今は、そういう判決になっているが国民的な運動をつくりあげていくことが裁判官の考え方を変えて行くことになる。あきらめてはいけない。勝つまで頑張ることが大切」と励まされました。

二日目は、京都府立大学の準教授の村田隆史氏の「社会保障運動入門」として社会保障入門テキスト作成過程の紹介と学習をしました。

第3講座のシンポジウムでは、「生活保護基準引き下げ違憲訴訟では何が問われているのか」をテーマに、原告の方も含めて、

広島大学の志賀准教授、精神科神経科病院の上村医師がパネリストとして意見交換や問題提起をされました。

最後に林事務局長から行動提起が行われ終了しました。参加された埼玉の皆さんお疲れさまでした。来年の中央社保学校は、大阪になります。

(埼玉県社保協 段 和志)



日本共産党県議団と

2024年度予算要望で懇談

9月14日(木)に県議会棟5階の会議室において、日本共産党県議団と2024年度県政予算要望について懇談を行ないました。参加は、埼商連の金澤さん、埼生連の高藤さん、段が参加をしてきました。

県社保協として、国への要望として、3点①(第3期国保運営方針(案)を拙速すめず「払える保険税」にしてください。②現行の健康保険証を残してください。③これ以上の介護保険の改悪を行なわないでください。)県への要望については(①第3期国保運営方針(案)を見直してください。②2024年度の第9期介護保険の改定でこれ以上の改悪はやめてください。③子ども医療費を18歳まで引き上げてください。)の要望を出して懇談を行ないました。金澤さんからは、医療提供体制が都市部と北部では大きく違う中で、県がすすめる国保税水準の統一により、各自自治体は苦渋の選択で保険税を引き上げている、これ以上の国保税の引き上げは、県民のいのちと健康にかかわる問題。高藤さんからは、物価高で格差が広がる中で、国保加入者は低所得者が多く、国保税は負担になっている。せめて、均等割をなくしてほしい。赤ちゃんにまで均等割があるのはおかしい。と県民の声を届けてきました。県議会は、9月22日から開会し、9月28日の議会で子ども医療費の無償化について、現行の未就学児から通院は小学3年生、入院は中学3年生まで引き上げると答弁をしています。

5月の「要望書」と独自要望で、4日間で5分野懇談 社会保障をよくする蕨の会

社会保障を良くする蕨の会は、7月に行なった社協の自治体要請キャラバンで、前進面と後退面もふまえて、要望書に沿った第2次の懇談を9月25日からスタートをしました。4日間で5分野（医療、介護、子育て、生活保護、障がい者）について行いました。

全体を通しての意見や質問について、コロナ禍・物価高騰のもと、市民の生活が厳しい中、7万5千人のいのち・健康・暮らし・営業などを守る「あったか市政」の継続・発展をお願いするとともに、社会保障分野で、「今、どんなことを目指しているか、取り組もうとしているのか」そして「現状抱えている課題や難しさ」など、市と社会保障よくする会で一緒に考えていくことを確認しました。

25日の一日目の医療分野での特徴は、保険税水準の統一に向けて、保険税を引き上げてきた中で、市民は大変になってきているが、がんばって納税をしてくれて収納率も1%増で91.8%。繰入金も低く推移している。しかし、令和9年度の保険税水準の統一には不安を感じている感想もいただきました。これ以上の保険税の引き上げは、高齢者の日常生活の中で、医療費の負担が大きく、医療費抑制につながることも意見交換を行い、引き続き、国庫負担の拡充を求めていることも報告されました。

介護分野では、2024年度の介護保険の改定に向けて意見交換を行い、市側から、在宅サービスの利用者増、定期巡回サービスなど増加、そして、単身者が重度になってサービスを利用する方が増えており、対応の難しさ合わせて、相談も増えており、内容も深刻なものが多く、市民への負担の軽減を図ることが必要と考えている。介護人材の確保も急ぐ必要性もいただきました。

26日の児童福祉分野では、1歳児の保育士の配置が4対1で県の補助金で運営するなどの努力が見える一方で、正規の保育士が集まらない、派遣で対応している現状も報告があり、保育士の負担の軽減を図るために、各園に1名ずつ事務補助員を配置している報告もありました。学童保育では、待機児童が26人のため、5、6年生の継続を断っていることも報告されました。

同じ26日には、生活保護分野では、全県で一番高い、ケースワーカーの一人当たりの受持ち件数を減らすように要望をだしましたが、現在一人109世帯を受け持っており、ケースワーカーも4人不足している状況の報告がありました。また、4月～8月までの相談件数は159件、申請件数は94件と申請率は若干増えています。引き続き、しおりに「生活保護の申請は権利です。」とわかりやすく工夫をしてもらうことをお願いしました。

28日の障害分野では、入所施設やグループホームの増設を要望していますが、この10年間で進んでいない状況です。引き続き、蕨市内だけでなく、「蕨市、戸田市、川口市」の南部障害保健福祉圏域での広域的対応を求めています。

第32回埼玉社協総会・レセプションを予定

日時 12月16日(土) 10時～17時

会場 さいたま共済会館601・602

埼玉県社協30周年レセプション

(15:00受付開始/15:30～17:00を予定)

テーマ「埼玉から全国へ～

社会保障の拡充をめざして～」(仮称)

♡ オープニングイベントなどの出演を募集中。

～社協30周年プレ企画～

荻野吟子記念館、見学と散策ツアー

日時：11月18日(土)

集合：熊谷駅北口 午前9時30分

会費：500円(※お弁当代含む)

※交通費は個人負担でお願いします。

(浦和駅から熊谷駅 片道770円・バス代片道440円)

目的地：「荻野吟子記念館」

(生誕の地史跡公園・熊谷市(俵瀬) ※現地解散可。

※残りわずかです。お早めにお申込み下さい。



～当日のスケジュール～

9:30 熊谷駅北口集合→10:00 バス発車→10:30 葛和田団地着→10:50 荻野記念館着(徒歩20分)→11:00 記念館見学&解説→11:45 光恩寺に向けて出発→12:05 渡船場到着(→船10分)→12:15 赤岩宿・渡船場着→12:20 昼食(40分)→13:00 旧荻野家長屋門着・散策・おみやげ(川崎製麺所)→14:10 赤岩宿渡船場発→14:35 葛和田バス停発→15:10 熊谷駅北口着

～お申込み、お問合せは社協まで～

埼玉県政要求共同行動

日時：11月2日(木)10時～17時

午前は集会、午後は社会保障分野と県政全般にわかれて県と懇談を行います。

会場：さいたま共済会館

午前集会・午後 社会保障分野/501・502

午後 県政全般/505

参加費無料

埼玉弁護士会・埼玉県保険医協会 共催

2024年秋に

保険証廃止!?

市民学習会 その1

健康保険証が廃止されたら、 医療機関も患者も困ります

—マイナ保険証をめぐる連続企画—



コメンテーター

経済ジャーナリスト 荻原博子氏

日程: **10月7日(土)**
時間: **17:00~20:00**

YouTubeによるWEB配信も行います

埼玉保険医

検索



場所: 埼玉会館小ホール
(JR浦和駅徒歩6分)

※駐車台数に限りがございます

協力: 埼玉土建一般労組、埼玉県社会保障推進協議会、全国保険医団体連合会

お問い合わせ

埼玉県保険医協会

TEL: 048-824-7130 FAX: 048-824-7547

さいたま市浦和区北浦和4-2-2アンリツビル5F

追加資料11

本当に私たちの健康保険証を 廃止してしまってよいのでしょうか？



保険証の廃止は、単に現在の紙の保険証がマイナンバーカードに一体化され「マイナ保険証」に代わるだけではありません。**日本が世界に誇る国民皆保険制度が壊れてしまう危機といえます。**

強引で準備不足な推進により、システムは既に綻びだらけです。患者さんによっては医療が受けられない状況になってしまうかもしれません。マイナ保険証システムや健康保険証廃止について、医療現場、市民の立場、法的な問題の観点から、開業医や弁護士、そして市民の皆さんと考える学習会です。お気軽にご参加ください。マイナ保険証を巡る学習会連続企画の第1回です。



保険証が廃止されたら 申請が必要でトラブルのもとに

- 日本の医療保険制度は「いつでも」「どこでも」「だれでも」医療機関を受診することができる国民皆保険制度といわれています。**日本が世界に誇るべきこの制度は60年以上にわたり、たくさんの人々の努力により守られてきました。**
- 国民皆保険制度の前提は、私たちに健康保険証が届けられてきていることです。保険証が廃止されたら、「**必要な人は保険証を申請してください。**」という社会になってしまいます。
- 申請手続はマイナ保険証になれば**5年に1回は必要になります。**
- 申請手続をしなければ**窓口での支払が10割負担**になってしまいます。

保険証廃止で事実上 マイナンバーカードの強制取得に

- マイナンバーカードと健康保険証の一体化が強く進められています。**しかし、この現状は法的に問題がないのでしょうか。**マイナンバーカードの取得は本来、市民それぞれが、利便性などを判断して任意に取得するものです。
- しかし、保険証が廃止されれば、**マイナンバーカードの取得が強制**されることとなります。

トラブル続出!

このまま保険証が廃止されたら困ります

マイナ保険証の受付でトラブル経験あり65%* (※) 保団連調査

マイナ保険証で他人の名前が表記・ひもづけ未了 (※) 厚労省発表

※
これまで他人の情報の紐付けが**8,441件**以上発覚・ひもづけ未了**77万人**※

埼玉県社保協の加盟組織

- ・埼玉県商工団体連合会
- ・新日本婦人の会埼玉県本部
- ・埼玉県生活と健康を守る埼玉県民連絡協議会
- ・障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会
- ・埼玉保育問題協議会
- ・埼玉県保険医協会
- ・埼玉公団住宅自治体協議会
- ・自由法曹団埼玉支部
- ・医療生協さいたま生活協同組合
- ・埼玉県民主医療機関連合会
- ・さいたま住宅生活協同組合
- ・きょうされん埼玉
- ・日本共産党埼玉県委員会
- ・生協労連コープネットグループ労働組合
- ・全国福祉保育労働組合埼玉県本部
- ・埼玉土建一般労働組合
- ・建交労埼玉県支部
- ・全日本年金者組合埼玉県本部
- ・自治労連埼玉県本部
- ・埼玉県国家公務員労働組合共闘会議
- ・JMITU 労働組合埼玉地本
- ・全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部
- ・埼玉県教職員組合
- ・埼玉県高等学校教職員組合
- ・埼玉県医療介護労働連合会
- ・埼玉県労働組合連合会
- オブザーバー
- ・埼玉県生活協同組合連合会
- ・埼玉母親大会連絡会
- ・埼玉革新懇
- ・埼玉県学童保育連絡協議会

地域社保協の結成に向けて



柴田会長からのメッセージ

埼玉県社会保険推進協議会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-5
自治労連会館内 TEL048-865-0473

アドレス info@shahokyo.org

埼玉県社保協の地域加盟組織

- ・飯能市社会保険をよくする会
- ・秩父市社会保険をよくする会
- ・所沢市社会保険推進協議会
- ・上尾市社会保険をよくする会
- ・三郷市社会保険推進協議会
- ・川口市社会保険推進協議会
- ・入間市社会保険をよくする会
- ・さいたま市社会保険推進協議会
- ・新座市社会保険推進協議会
- ・狭山市社会保険をよくする会
- ・春日部市社会保険をよくする会
- ・入間西部市社会保険をよくする会
- ・日高市社会保険推進協議会
- ・朝霞市社会保険をよくする会
- ・社会保険をよくする蕨の会
- ・富士見市社会保険をよくする会
- ・桶川市社会保険をよくする会
- ・久喜地域社会保険推進協議会
- ・社会保険をよくする北本の会
- ・鴻巣市社会保険をよくする会
- ・蓮田市社会保険推進協議会
- ・熊谷地域社会保険推進協議会
- ・志木市社会保険をよくする会
- ・草加市社会保険よくする会
- ・越谷市社会保険推進協議会
- ・比企地域社会保険をよくする会
- ・川越市社会保険推進協議会
- ・ふじみ野市社会保険をよくする会
- ・白岡市社会保険推進協議会
- ・行田・羽生市社会保険をよくする会
- ・加須市の社会保険をよくする会

社保協「15年史」から

地域の社保運動と労働運動の合流

・社保協の運動って、特定の団体が抱えるのではなくて、医療生協でも、障害者団体とも土建労組にも、運動を支える人がいる。保問協にも保育分野の活動家がいる。民商や新婦人にもいる。

そういう人たちが、自分の地域で社保協の運動をつくってきただよね。

地域に社保協があるのとないのでは

・キャラバンでも迫力が違うよね。「私は、この町の何丁目に住んでいる何々です。」といって、暮らしの実態を話、解決を迫るというリアルで、自治体職員に響き、届くよね。それで、改善できればすごいよね。

社会保障運動って『手作り』ですよ！

・上から命令されるのではなく、やったからって上から褒めてくれないし、ご褒美もない。役所が多少なりとも、言うことを聞いて、要求が前進する。ということが「ご褒美だよね。」

地域社保協の運動サイクル

4月 ★総会

・6月議会对策「意見書」や「要望書」作成

6～7月 自治体要請キャラバンの事前学習会（県社保協に講師要請）

7月 ★自治体要請キャラバン

8～9月 キャラバンの総括会議

「要望書」の回答についての打ち合わせ
せ 要望書に基づいて、自治体と懇談日の設定

9月 県社保学校開催

10～11月 自治体懇談

12月 県社保協総会

1月 県主催 新春学習決起集会

2～3月 総会に向けての打ち合わせ

県段階では、5月を除いて、毎月運営委員会が浦和で行われています。この時に団体・地域社保協と運動交流や今後の運動方針を決めています。

地域社保協結成に必要なこと

1. 組織の人数・構成は？

最低3人は必要。会長、会計、事務局長基本は、成人の方で構成

2. 会費関係

・県に収める会費 年会費 12,000円
機関紙(年会費)1部 600円×部数です・会費は、個人会費、団体会費を地域社保協の実情運動スタイルで決めてください。

3. 会議は年間何回開くの？

・2か月に1回の定例会。

4. 県社保協の会議には参加するの？

・運営委員会が5月を除く毎月開催されます。

5. 事務所（連絡先）はどうするの？

6. ニュースの発行は？

・定例会を開催した後に決まったことやこれからの取り組み

7. 名簿は作成するの？

・役員名簿、団体名簿は必要

8. 名称は？

・〇〇市社会保障をよくする会

・〇〇市社会保障推進協議会

・社会保障をよくする〇〇の会

などがあります。